平成２４年（フ）第１０１１号
札幌市北区あいの里４条２丁目５番20号
債務者　新納　直哉
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１０号
札幌市東区北19条東９丁目３番３―405号
債務者　山崎　絵美（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７３号
札幌市東区北44条東15丁目１番７―301号
債務者　西田　拓樹
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８１号
札幌市北区北22条西６丁目１番33―２号　ＣＡＳＡフォーシーズン202号
債務者　高橋　大甫
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１１号
北海道千歳市信濃４丁目14―19　ソレアード102号室、住民票上の住所北海道千歳市勇舞１丁目９番23号
債務者　上田　エリ（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１７号
札幌市白石区南郷通16丁目北７番16号　アーバンライフ16―101号
債務者　山口　泰子（旧姓甲地・金田）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２号
北海道増毛郡増毛町弁天町３丁目53番地の７
債務者　望月　公司
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第１０号
北海道天塩郡豊富町字豊富大通10丁目
債務者　山形　郁子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第１１号
北海道稚内市萩見１丁目９番15号
債務者　中村　彩乃
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第２５号
千葉県銚子市黒生町7306―27　ミラリオ・ヤマニＡ105、住民票上の住所千葉県旭市ニの2087番地
債務者　鏑木　重信
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３１１号
神奈川県伊勢原市池端263番地の９　近藤ハイツ101号
債務者　久保　スエ
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７７号
新潟県阿賀野市保田7496番地２
債務者　板屋越ミノル
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２８号
静岡県掛川市大坂6399番地の９
債務者　相川　祐司
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
鹿児島県霧島市隼人町真孝3214番地１
債務者　植山　理恵（旧姓内村）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
鹿児島県霧島市福山町福山6031番地３
債務者　杉本　樹里（旧姓立本）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
神奈川県愛甲郡愛川町半原4778番地の４
債務者　菊地　聖一
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４０号
神奈川県小田原市東町１丁目11番17号
債務者　山崎　弘之
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部